西大寺居宅介護支援事業所ゆ～ま

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	西大寺居宅介護支援事業所ゆ～ま （社会医療法人　盛全会）
所在地	岡山県岡山市東区西大寺中野本町7番32号
電話番号・緊急連絡先	086-944-5641
介護保険事業所番号	3370118014
管理者氏名	鶴海　誠大
職員体制	基準に応じた介護支援専門員数を配置 管理者（主任介護支援専門員）　常勤１名 常勤　　名、非常勤　　名（内、主任介護支援専門員　　名）
営業日・営業時間	通常の窓口対応時間：8：30～17：30 ※24 時間連絡できる体制を確保しています 詳細は別紙１を参照 休業日：日曜、祝日及び12/31～1/3
サービス提供実施地域	岡山市東区、中区及び瀬戸内市

2. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① 居宅介護支援に関する申請代行
② 認定調査に関する協力・援助
③ 居宅サービス計画の作成
④ 居宅サービス事業者との連絡調整
⑤ サービス実施状況の確認及び評価
⑥ 利用状況及び家族状況の把握
⑦ 給付管理
⑧ その他の居宅介護支援業務

なお、自宅等において日常生活を営むことが困難となった場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合、介護保険施設等への紹介を行います。

(2) －1 利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご利用者等が介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、別紙 1 に定める介護報酬告示に基づき算定されるサービス利用料金の一部または全額を請求いたします。

なお、その際には当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。法定代理受領が可能となった場合には、そのサービス提供証明書を後日、各市町村窓口に提出されますと、応じた払戻を受けられます。

(2)－2 その他の料金

・実施地域外の交通費について

通常実施地域以外の利用の場合は、通常サービス提供地域を超えた地点から、利用者の同意を得て片道10キロメートル未満200円、片道10キロメートル以上500円の実費負担を頂きます。

・介護保険サービス外の印刷物・複写物を交付する場合、1枚30円頂きます。

・介護保険関連以外の申請代行業務に伴う必要書類（公的機関からの証明書、主治医の診断書等）の取得にかかる費用が必要な場合には、実費を負担して頂きます。

3. サービス利用に関する留意事項

サービス提供を行う介護支援専門員

・サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。
事業者の都合により、担当介護支援専門員を交代することがあります。
その場合、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。

＊ご利用者からの交代の申し出があった場合

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合、当該介護支援専門員が業務上不適応と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできかねます。

4. 緊急時等及び事故発生時における対応方法

・ご利用者の安全確保、応急措置を最優先します。
・自宅等への訪問の際、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、
速やかに主治医等及び必要に応じて各市町村に連絡いたします。
・事故原因を解明し、再発生を防ぐために必要な措置を迅速に実施します。

5. 秘密保持

事業者及びその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

なお、業務上必要な個人情報の利用目的を次の6に定めます。

6. 個人情報の使用

次の事項において、ご利用者への居宅介護支援及び居宅介護サービス提供に必要な個人情報を使用します。

① 介護保険事務
② 市町村との連携（地域ケア個別会議等の事例検討を含む）
③ ご利用者に介護保険サービスを提供する他の居宅サービス事業者との連携
④ サービス担当者会議
⑤ 主治医・医療機関の担当者・歯科医師・薬剤師等へのご利用者の状況報告や居宅サービス計画への意見、助言を求める場合

⑥ 入退院時の情報連携

⑦ その他業務上必要な場合（成年後見制度活用時の情報提供など）

7.サービス内容に関する苦情

当事業所は居宅サービス計画に基づいて提供、または今後行うサービスについての相談を受け付けています。また併せて苦情を受け付けます。

＊苦情相談窓口（担当者）　　時岡　裕真

電話番号　　086-944-5641

対応時間 8：30～17：30　月曜日～土曜日（日曜祝日、年末年始 12/31～1/3 を除く）

行政機関その他苦情受付機関

連絡先	所在地	電話番号
岡山市介護保険課	岡山市北区鹿田町一丁目 1-1	086-803-1240
瀬戸内市健康長寿課	瀬戸内市邑久町尾張 300-1	0869-24-8866
岡山市事業者指導課	岡山市北区大供三丁目 1-18	086-212-1012
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5	086-223-8811

8.サービス提供における事業者の義務

① 居宅サービス計画の作成にあたって、介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分な説明を行います。

訪問介護、福祉用具貸与、通所介護及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合の上位 3 カ所までの情報（過去 6 カ月）を提供します。

＊上記サービスの説明や文章を必要とする場合はお申し出ください。

② ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、完結の日から 5 年間保管します。

ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

③ ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご利用者から申し出があった場合にはご利用者等に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

④ 当事業所では、ご利用者の利便性向上および効率的な支援の実施を目的として、情報通信機器（テレビ電話、ビデオ通話等）を活用したオンラインによるモニタリングを実施する場合があります。

オンラインモニタリングの実施にあたっては、以下の事項に配慮します。

・ご利用者またはそのご家族の同意を事前に得たうえで実施します。

・ご利用者の心身の状態や生活状況を適切に把握できる場合に限り実施します。

・通信環境や機器の状況により十分な確認が困難と判断される場合は、訪問によるモニタリングに切り替えます。

・個人情報およびプライバシーの保護に十分配慮し、適切な情報管理を行います。

・必要に応じて、一定期間ごとに対面によるモニタリングを実施します。

なお、オンラインモニタリングの実施により不利益が生じることのないよう、ご利用者の状況に応じて柔軟に対応します。

9. 入院時における医療機関との連携

ご利用者が病院等に入院する必要が生じた場合、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等へお伝えいただけるようご協力をお願いします。（入院時の５つのお願い文書参照）

10. 損害賠償

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。個人情報等の守秘義務及び秘密保持に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者やそのご家族等に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者又はそのご家族等の心身の状況を鑑み相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

11. サービスの利用をやめる場合（サービス終了）

原則、サービス提供の有効期間は、重要事項説明の同意日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとなります。ご利用者等からの申し出がない場合には、同様の条件で更新され、以後も同様となります。

継続してサービスを利用できますが、次の事項に該当した場合には終了となります。

① ご利用者が死亡した場合
② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立・要支援１または２と判定された場合
③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
④ 事業者が解散した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消しされた場合または指定を辞退した場合
⑥ ご利用者から解約の申し出があった場合
＊担当介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は解約できます
⑦ 事業所から正当な理由により解約を申し出た場合

事業者の解除権

＊ご利用者又はご家族が故意または重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つける、または別紙に定めるハラスメント行為を行うこと等によってサービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

12. 災害時における対応について

(1) 災害状況により、できる限り利用者の安全を確保した上で訪問を打ち切ることもあります。
(2) 実際に地震等の災害が発生した場合は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などをご家族で話しあっておいてください。
(3) 災害のための緊急依頼は対応できません。
(4) 緊急、災害時において生命、身体の保護のため利用者の安否情報を行政へ提出させていただくこと

があります。

13.虐待防止のための措置

(1) ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため担当者を選任し、次の措置を講じます。

虐待防止責任者・担当者　　鶴海　誠大

① 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催するとともに、その結果ついて従業者に周知徹底を図る

② 虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備

③ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

④ その他虐待防止のために必要な措置

(2) サービス提供中、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者（ご利用者のご家族など現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合、速やかに各市町村に通報するものとします。

14.成年後見制度の活用支援

事業所は適正な手続きを行うため、必要に応じて成年後見制度等の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度等を活用できるように支援を行います。

上記の内容について説明を受け、同意しました。

説明日　　令和　　年　　月　　日

利用者（本人）氏名

代筆者氏名　　続柄（　　）

事業所　西大寺居宅介護支援事業所ゆ～ま

説明者　　介護支援専門員

別紙１

利用料金詳細

＊当事業所が岡山市に所在地を置くため、下記単位数に対し、10.21 を乗じた金額で請求とする

●居宅介護支援費（Ⅰ）要介護 1・2　　1,086 単位/月

　　要介護 3・4・5　1,411 単位/月

●初回加算 300 単位/月

●入院時情報連携加算（Ⅰ）250 単位/月

●入院時情報提供加算（Ⅱ）200 単位/月

●退院・退所加算

※ただし、以下の加算の算定はいずれかに限る

○退院・退所加算（Ⅰ）イ 450 単位/月

○退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600 単位/月

○退院・退所加算（Ⅱ）イ 600 単位/月

○退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750 単位/月

○退院・退所加算（Ⅲ）900 単位/月

●緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/回（利用者 1 人につき月 2 回を限度）

●ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月

●通院時情報連携加算 50 単位/月

○夜間の電話対応窓口

当居宅介護支援事業所は 24 時間の連絡体制で利用者等への相談に対応する体制を確保しています。

当日 17：30～翌朝 8：30 までは、下記の電話番号へご連絡下さい。

電話番号：086-944-5641